

厚岸町議会 平成22年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成23年3月7日

午後2時04分開会

- 委員長（菊池委員） ただいまから平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

初めに、議案第12号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正。

11ページ、事項別明細書をお開き願います。

13ページ、歳入から進めます。款項目により進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1目個人。2目法人。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 2項固定資産税、1目固定資産税。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 3項軽自動車税、1目軽自動車税。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 4項1目たばこ税。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 6項1目都市計画税。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税。

(な し)

●委員長（菊池委員） 3款1項1目利子割交付金。

（な し）

●委員長（菊池委員） 4款1項1目配当割交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） 6款1項1目地方消費税交付金。

（な し）

●委員長（菊池委員） 7款1項1目ゴルフ場利用税交付金。

（な し）

●委員長（菊池委員） 8款1項1目自動車取得税交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） 9款国有提供施設等所在市町村交付金、1項国有提供施設等所在市町村交付金、1目国有提供施設等所在市町村交付金。

（な し）

●委員長（菊池委員） 11款1項1目地方交付税。

13番、室崎委員。

●室崎委員 今回、補正が出まして、39億円何がしというのが地方交付税ということに数字が出ているのですが、これが今ほぼ確定額というふうに考えてよろしいでしょうか。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） お答え申し上げます。

今回調整させていただいておりますのは、普通交付税についての補正ということでありまして、総体としては、ご指摘のとおり地方交付税ということになっております。

普通交付税の額は、確定額は、最終的に37億325万円でした。ただし、この数値は当初算定と、22年度におきましては、特別に再算定がございまして、当初算定の段階では36億4,466万2,000円です。これがいわゆる地財計画にのっとった交付額だったのですが、

国のほうで、当初予定したよりも交付税の原資になる国税分の増収分が補正予算として計上できたと。その分の約3割分が地方交付税の原資になるわけですが、その分で増額された部分が5,858万8,000円と。結果として37億325万円になったということで、今回は、普通交付税の確定額すべてを今回、補正予算で計上させていただいたということでございます。

あわせて、残り2億円ございます。この部分は、当初計上しておりました特別交付税の分ということになってございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 そうしますと、新年度のときに、私が聞いたかどうか忘れてしまったけれども、そちらの説明では、35億2,000万円程度、地方交付税の繰り出し、その9掛けで計上したと。それで、その内訳は、大ざっぱに言って31億円が普通交付税で、2億円が。失礼、ごめんなさい。33億円程度計上をしたわけですよ、それで、9掛けですから、35億円が9掛けで。それで、31億円が普通交付税で、2億円が特別地方交付税だという形でもって予算を組んで進めますという話だったと思うのです。

35億2,000万円が、39億円だから、随分多いなと思ったのは、今言ったような事情があったためだと。そうすると、当初の考え方でいけば、36億4,000万円ぐらいのところでもって落ちついたかもしれない。途中でそういう上積みがあったから39億円になったのだと。そのうちの2億円という、ただ、特別地方交付税の2億円は見込みどおり変わっていないというふうに押さえておけばよろしいんですね。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 地方交付税における、平成22年度における当初計上の考え方でございますが、普通交付税の当初算定の数字につきましての、予算編成にかかる前の推計値が35億2,000万円ということでございます。これは、普通交付税ということで押さえていただきたいと思います。

そのうち当初計上しているのは30億9,300万円ですから、およそという言葉ですけれども、4億円です、ということになるかと思います。結果的に確定額は、先ほど申し上げたとおりでございます。

特別交付税につきましては、実は、平成22年度の分の最終額というのは、まだ未確定でございます。ですから、その分を予測して全額計上するということは、今までの予算の計上の仕方としてはとってございませぬ。これは、ご質問者ご存じのとおりでございます。その分は2億円ということでございまして、ちなみに、平成21年度における特別交付税の確定額を申し上げますが、これが4億6,649万4,000円でございます。ですから、相当額は、まだ計上しないで留保されているということでございます。この点につきましては、予算計上しないで、剰余金処分のほうで、財政調整基金に積む原資に、例年どおりさせていただきたいと考えているところでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 余り甘いことを考えるなど怒られそうだけれども、大体21年前後ぐらいの特別地方交付税は、最終的には出てくるのではないかと、例年の流れを見ると。そして、出てきたものについては、今ここで載せておかないで財調基金のほうに回していくのだろうと。来年度に向けて余裕を持っていなければなりませんから、という考えなのだというふうにしてあげばいいのですね。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（菊池委員） いいですか。

（「結構です」の声あり）

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） 次へ進みます。12款1項1目交通安全対策特別交付金。

（な し）

●委員長（菊池委員） 13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。2目衛生費負担金。3目農林水産業費負担金。

（な し）

●委員長（菊池委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料。3目衛生使用料。4目農林水産業使用料。5目商工使用料。7目教育使用料。

（な し）

●委員長（菊池委員） 2項手数料、1目総務手数料。3目衛生手数料。4目農林水産業手数料。6目土木手数料。7目教育手数料。

（な し）

●委員長（菊池委員） 3項1目証紙収入。

10番、谷口委員。

●谷口委員 し尿処理の証紙収入が218万9,000円の増というふうになっているんですけど、これは、当初予定したのと、今回補正をしなければならなくなった関係なんですけど、これはどういうことなんでしょうか、例えば下水道が主に接続されなかったということから、こういうことになっているのか、それとも当初からこのぐらいは補正を見込んでいた、多過ぎると困るんで、このぐらいの補正は、当初からあるかもしれないということで見込んでいたものなのか、その辺ちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけども、当初、収集量520万リットルというふうに見込んでございましたけども、3月末までの見込みということになりますと、それによりもさらに40万8,900ほど収集量が多いというふうに見込まれるということで、今回の補正に相なったということであります。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 多くなった理由なんです。このまま行けば、こういうふうに見込まれるからということで予算づけをされているんですけど、結果的に、今、下水道整備を進めていますよね。それが当初計画したよりも進んでいなくて、結果的にくみ取りが思ったより多くなっていたのか、それとも、そちらは順調なんだけれども、何かがあつてくみ取りが多くなっているのか、この多くなった理由なんです。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時20分再開

●委員長（菊池委員） 再開します。
環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 答弁に時間かかって申しわけございません。

平成21年度の当初と実績を比べても、平成21年度520万円、それから実績が590万円ということなのです。主な理由としましては、やはり簡易水洗の普及で収集処理量が減らないということがございます。それで、平成22年につきましては、去年と同じく520万円見ておりましたが、実績としては560万円ということで、去年の実績よりも減ってはおります。当然、下水道のほうに切りかえをしている世帯がふえたことでもありますけども、思った以上に簡易水洗の普及ということで、思った以上に減らなかったために、今回、

補正をお願いしているという内容でございます。

- 委員長（菊池委員） いいですか。ほかにございませんか。

（な し）

- 委員長（菊池委員） なければ進みます。
15款 1 項国庫支出金、 1 目民生費国庫負担金。

（な し）

- 委員長（菊池委員） 2 項国庫補助金、 2 目民生費国庫補助金。 3 目衛生費国庫補助金。
4 目農林水産業費国庫補助金。 6 目土木費国庫補助金。 8 目教育費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（菊池委員） 3 項委託金、 1 目総務費委託金。 2 目民生費委託金。 4 目土木費委託金。

（な し）

- 委員長（菊池委員） 16款道支出金、 1 項道負担金、 1 目民生費道負担金。

（な し）

- 委員長（菊池委員） 2 項道補助金、 1 目総務費道補助金。 2 目民生費道補助金。 3 目衛生費道補助金。 ございませんか。

（な し）

- 委員長（菊池委員） 4 目農林水産業費道補助金。 6 目土木費道補助金。

（な し）

- 委員長（菊池委員） 3 項委託金、 1 目総務費委託金。 3 目衛生費委託金。 4 目農林水産業費委託金。 5 目商工費委託金。 6 目土木費委託金。

（な し）

- 委員長（菊池委員） 17款財産収入、 1 項財産運用収入、 1 目財産貸付収入。 2 目利子

及び配当金。

(な し)

●委員長（菊池委員） 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。2目生産物売払収入。

(な し)

●委員長（菊池委員） 18款1項寄附金、1目一般寄附金。3目民生費寄附金。4目衛生費寄附金。

(な し)

●委員長（菊池委員） 19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

(な し)

●委員長（菊池委員） 21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

(な し)

●委員長（菊池委員） 2項預金利子、1目町預金利子。

(な し)

●委員長（菊池委員） 4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入。4目農林水産業費受託事業収入。5目土木費受託事業収入。

(な し)

●委員長（菊池委員） 6項3目雑入。

(な し)

●委員長（菊池委員） 次ページ。22款町債、1項町債、1目総務債。2目民生債。4目農林水産業債。5目商工債。6目土木債。7目消防債。8目教育債。

(な し)

●委員長（菊池委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、29ページ、歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目 議会費。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。2 目簡易郵便局費。3 目職員厚生費。4 目情報化推進費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 6 目行政管理費。8 目財政管理費。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 ここで、財政管理費の負担金、北海道市町村備荒資金組合超過納付金について、説明あったのですけれども、非常にこれをやっておくと何か有利になるというような説明だったんですけど、これについてちょっとわかりやすく、詳しく説明していただきたいんですが。

- 委員長（菊池委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 北海道市町村備荒資金組合の組織についてはもう、ご質問者はお存じだと思います。道内の市町村が相寄り合って、災害の起きたときにかかる財政的な部分を、積立金をもって、そういった財政的に困ったところにお金を一時的に支援しようというのが基本的な組織ですが、その中で、その基本的な積立金は普通のという形で、厚岸町においては毎年500万円ずつ積み立てております。

この制度上、基本的な財産とはほかに、プラスアルファの部分を組織に積み立てて、もうよろしいということになっています。そのお金自体も、そういった困っている市町村に、その原資として使うという目的もございます。

ただ、この超過納付につきましては、提案説明でも申し上げたのですが、積んだり、それから、いわゆる積立金を取り崩すときの条件として、災害が起きていないときでも取り崩しができるという部分が、超過納付と普通納付の違いでして、いわゆる通常の基金のように扱うことができるというのが一つ制度としてございます。ですから、ある意味では、基金と同様に考えていただくことが加納だということでございます。

もう一つは、提案説明のときにも申し上げたのですが、いわゆるここから出る果実、いわゆる利子に相当する配当金の部分が、通常の基金で運用する、通常の金融機関に預け入れた場合、現在は0.055並みで、また金利下がって、ちょっと前までは0.055だったのですが、今0.03程度まで落ちているようでございます。

ところがここの組織では、こういった預かったお金を、いわゆる政府の保証債、政府の保証している債券、こういったもので運用している性格上、去年の実績では1.0%程度の利息、配当がついているという状況になります。ですから、1億円を預けると、1%

ですから100万円ということになります。ところが通常の預金だと0.03だと3万円程度、大きな開きがあるという状況にありますので、今回は、さまざまな要件の中で、こういった積み戻すというのは、我々の財政の中で至上命題でして、積み戻すことはできたのですけど、その分を一部、有利なところにお預けして、利子相当分も担保できるということで提案させていただいている内容でございます。

(「いいです」の声あり)

- 委員長（菊池委員） いいですか。次に進みます。9目会計管理費。10目企画費。12目車両管理費。13目町制施行百十周年記念事業費。

(なし)

- 委員長（菊池委員） 2項徴税费、1目賦課納税费。

(なし)

- 委員長（菊池委員） 43ページ。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。13番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで、犯罪者名簿について、前に1回かお聞きしたんですが、これについては、そのときに規定を整備いたしますということをはっきりおっしゃっていただきまして、その整備がされたと思うんですけども、それについてご説明をいただきたいというふうに思います。

- 委員長（菊池委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 犯罪人名簿の取り扱いにつきまして、一定の規定を整備することでご答弁させていただきました。

それで、平成22年12月20日付で、厚岸町犯罪人名簿取扱規定ということで整備させていただいております。

- 委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

- 室崎委員 犯罪人名簿取扱規定ですよ。これは訓令ですか。

- 委員長（菊池委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） そのとおり、訓令でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 国の場合には、憲法、法律、政令なんていうふうにずっと順位がありますね。地方自治体の場合には、条例が一番上位になるんじゃないかと思うんです。それで、上からいうとどういうふうになりますか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） まず、条例ということが一番先に地方公共団体の場合は来ます。それに基づきまして、条例に基づいた規則というものが続いてまいりますけれども、この規則は、条例に基づくもの、それから、規則単独で規定するもの、それから、庁内あてに出す規則、そういうものがございます。

また、庁内向けに訓令として出すものに関しましては、今申し上げた規定というものがある。それから要綱、そういった順になろうかと思えます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 今回、規定というのを教えていただいて、見ると非常に手続的にはきちんとしたものができたなというふうに思いまして、その点については評価しております。

それで、ちょっと復習のようなことを言って申しわけないんですがね、犯罪人名簿というものが、新聞では1面で大きく取り上げられました、一時期。それから、各地の議会、国会では何年も前から言われていますよね。それから、全国連合戸籍事務協議会というところでは、随分前から意見を国に提出していますよね。何が問題だったんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） まず、端的に言いますと、この犯罪人名簿の事務は、まず、先ほどご質問者おっしゃられたとおり、全国の協議会においては、国の事務だというふうに主張しているところでございます。しかし、国は、自治事務だということで主張しています。この主張につきましては、はっきりした法の整備がないところに原因を発してございます。

昨年の9月の議会に一般質問いただきましたけれども、はっきりした法の位置づけがございませんので、国は、当然、法定受託事務ではないという中では、その他の事務は自治事務だということが言われております。

ただ、この自治事務を進める中において、やはりいろいろな運用があります。一つには、本来的には選挙人名簿というものが第一義的に来るわけですがけれども、そのほかに身分証明の事務もあわせて行っているという中では、やはり自治事務としては、一部問題がある部分もあるというのは、私ども事務を行っている上でも感じているところでありまして、その辺が全国の協議会あたりでも、やはり国の事務とすべきだというような

ことで上げている部分だというふうに思います。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 最後に、一部問題があるというふうに言ったんですけど、私、聞いているのはそこだけなんです。どうして問題があるのかと。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 実は、私ども規定を整備する際に、やはり一番感じたのは、まず、条例としては、対外的に何かを制限するとか要求するかというものでございませぬので、まず、条例につきましては、ないということで、中の我々が進める事務の中で、どのように進めていくかということの規定にさせていただきました。

それには、もう一つあるのは、実は、今回、犯罪人名簿のお話でございますけども、これは、実は、本籍が厚岸町にある人方が全部来ます。ですから、必ずしも厚岸町の住民ではない場合もあります。そういったときに、そういう事務を進めるときに、やはりどうなのだろうと。やはりこれは各市町村にまたがる問題でありますから、本籍がここにあっても住居は、東京にいる方もいらっしゃるし、そういった事務を扱うにしましては、やはり本来的には国の事務ではないだろうかというふうにも感じたところであります。

先ほど、規定を定めるときであっても、一つそういった疑問もございましたけれども、実際、経過をたどっていきますと、はっきりした法的根拠がないままに、実は、通知ですとか通達ですとかということに来ています。ですから、そういう通知・通達で仕事をしているということは、基本的にはやはり国の事務ではなかろうかというふうにも感じます。

ただ、これについても、国は、あくまで指導だと、意見を言うということで、通知としては来ております。そういった点で、やはり問題があるというふうにとらえざるを得ないというふうに思います。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 一番の問題は、今、端無くもおっしゃったんだが、法的根拠の問題なんですよね。事務のやり方、これは内部できちんとやっていただければよろしい話なんです、法的根拠さえあれば。ところが、これは法的根拠がないんじゃないかということが言われているんですね。今くどく言いませんが、戦前は内務省通達か何かでやっていたんだろうけども、そういうものは全部、マッカーサー指令で吹っ飛びましたからね、ないんですよ。けども、その文書の扱い方だけは生き残って、ずっと国に都合のいいやり方で、全部後の始末は地方自治体に押しつけているんですよ。

それで、民主党の議員が議会で、これは憲法違反じゃないかと、完全に法的根拠のないことをやっているじゃないかという質問もしているんですけど、自分たちが政権をとっ

た途端に、これは固有事務ですか、自治体の問題だと、国の責任じゃないんだと、こういうふうに言っているわけで、答弁をしているのは政治家じゃなくて官僚だと、それをただ読み上げているだけだという批判もこれに関しては出ているんです。その話はこの前もしましたから言いませんが。

それで、ちょっと視点を変えて申し上げますが、財形法定主義とか課税法律主義とか、いろいろな言い方をされます。その根幹は、法の支配とか法律主義とか言われる物の考え方ですが、これについては、今回の規定をつくる上で検討なさっていますか。なければいけないで結構です。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 申しわけございませんが、検討させていただいておりません。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 羈束主義という言葉もあります。羈束の「羈」は糸へんだったかな、縛るという字ですよ。要するに、行政というのは法律的な根拠がなければ何もできないんですよ、基本的に。

それで、特にその点をきちんと考えなければならないのは、国の場合には国民の、自治体だったら住民のということになりますかね。いずれにしても、国民のでいいんですけども、権利を制限し、義務を課する場合には、法的根拠がきちんと必要なんですよ。

それで、国は今、固有事務だと言いました。そうすると、自治体の、その法的根拠というのは何ですか。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午後 2 時44分休憩

午後 2 時47分再開

●委員長（菊池委員） 再開します。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） ちょっとご質問の趣旨に沿うか疑問なんですけれども、まず、公共団体が仕事する上で、当然、条例、規則によるところがほとんどでございますし、それから、条例に関しましていけば、例えば町民に義務を課す、または権利を制限する、それから、法に特別な定めがあるほかは、条例によらなければならないというところになるわけなんですけれども、そういう観点の中で現在仕事をさせていただいているということでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 この犯罪者名簿の取り扱いということは、まさに、全国連合戸籍事務協議会が何回も同じ趣旨の意見書を出しているんです、国に対して。これは、厚岸町の戸籍事務取扱者も入っている団体だと思いますけれども、それは何かというと、権利を制限し、義務を課すというのは、個別的な問題ではなくて、要するに国民に不利益を課すというこの意味なんですよ。だから、個別的看着ていったときに、権利、制限に直接当たらなくても、あるいは義務を新たにつくらなくても、不利益を課す場合というのは、これに当たると言われているわけです。

そうすると、この犯罪者名簿というのは、「室崎が前科ないか」と聞いてくるわけですよ。「あります、あります、あいつはこういうことやっているんですよ」というのを教えてやるわけですよ、一定の範囲内で。これを厚岸町が、そんなことできるかと拒否すると、その人は、例えば公務員試験の受験資格だとか、そういうものの証明をつけられないから、かえって不利になるんですよ、ということですよ。

それで、そういうものが非常に、法的にいうと、自堕落な形でやっているわけですよ、法的根拠もないままに、国は自治体に押しつけて、自分が危なくなるということ、固有事務だというようなことを言って、責任をすっと逃げてしまうというようなことをやってきたんですよ。

前には、何年前だったか忘れてましたが、当時の総務大臣が、もう自治大臣になって……、総務大臣だったと思うけど、これは、法的にちょっと穴があるから、きちんと整備しなきゃならないという感想めいた答弁まではしているんです。それは、言うまでもなく、あなたのほうがよくご存じだと。

そうすると、これがもう今、国は方針出したわけですよ、固有事務だ、自治体の事務だ。そうすると、自治体にこのボールが投げられたわけですよ。そのことを今、私と担当課長の間で云々してもしようがないんです。だから、その段階でどうしようかという話なんですよ。

そうした場合には、自治体がいれば、権利を制限し、義務を課すという、プライバシーの権利を、その範囲では侵す行為を行わなければならないわけですから、その法的根拠が必要だということになると思う。厚岸町がという場合です、この場合には。各自治体の固有事務ですから。

そうしたときに、この訓令で行っている取扱規定というのは、しょせん、事務の進め方についての規定ですよ、規則ですよ。だから、それではなくて、もっと上位の、この規定を厚岸町がつくって、そういう事務を進めることのできる法的根拠をきちんと整備しておかなければならないと、それは条例でしかないと、そういうことでじゃないかと思うんですが、事務手続がどうのこうのという話ではなくて、今言った個人情報の保護という、そういう観点からいかがですか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） おっしゃることもよくわかりますし、我々も検討しなかったわけではありません。ただ、条例で、例えば義務を課し、それから、権利を制限するということに関しまして、この事務でやるとすれば、先ほども言いましたように、犯罪人名簿、町民だけではございませんので、そうなりますと、条例の適用範囲ということが、恐らく厚岸町ということに限定されるということからいえば、その辺の問題もあるのではなからうかと思えますし、あと、実は私どもいろいろな部分で調べさせていただきましたけれども、やはり条例を規定しているところは、私の知る限りでは、ちょっと見つかりませんでした。

そういうことで、なぜ条例にならないのかということも実は調べておりますけれども、今のところ確固たる、そういうものが出てきていないと。先ほど言った問題もございませぬし、もう少し検討していかなければならないし、もう少し上のほうの、上といいますか、実際に来る、最終的には国のほうまで行くのかと思えますけれども、その辺のところとも協議が必要なことにならうかというふうに考えてございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 非常にあいまいな答弁なんですよね。自分のところではやりたくない、1番にはなりたくない、ほかのところは何もない。何かテレビで見ているなら、「2番ではだめなんですか、1番でなきゃだめなんですか」という有名な話もあったんだけど、今度は、1番は嫌なんです。2番ならいいんですけどと言っているように聞こえるんですよ。そういう左顧右眊するような話ではないと思えますよ。

それから、対象者に町民以外の者が出てきた場合には、条例を制定することは不可能であるというような、条例制定権の制限について何かあるんですか、そういう先例が。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午後 2 時54分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（菊池委員） 再開します。

本委員会の副委員長である佐齋委員が委員会欠席となりますので、改めて副委員長の互選を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員） 異議なしと認めます。

それでは、委員長において、副委員長には安達委員を指名したいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（菊池委員） 異議なしと認めます。

よって、副委員長には安達委員が互選されました。

13番、室崎委員の回答に、町民課長。

- 町民課長（米内山課長） まず初めに、条例が厚岸町内だけに適用されるというふうに申し上げましたのは、条例は、普通、地方公共団体の区域内において適用される自治立方という解釈の中でお答えさせていただきました。

ただ、私どもが条例としなかった部分でございますけれども、まず、条例が必要となる地方自治法第14条におけます、権利を制限する事務ということの考え方になるかと思うのですが、私ども犯罪事務を進めるに当たって、ご質問者おっしゃるように、ある一定の制限に係る、ただ、これは私どもの事務によって係るわけではなくて、いろいろな法律、それが制限をかけているわけで、この事務によって制限をかけているというふうには解釈しなかったところでございます。

ただ、何より、実は、正直申し上げますと、私どもも、実は自治事務として、これを本当に進めていくという完全なる解釈には至っておりません。先ほども申し上げましたように、いろいろな疑義がございます。ですから、今後も全国の協議会とともに、この辺については、ちょっと押し上げたいなという状況であります。

そんな中でいきますと、自治事務として、条例制定というところまで至り切れないということでございますので、御理解をいただきたい。

なおまた、この事務を、そうは言いながらも、現実に進めなければならないのは、やはり今現在、この事務によって町民並びに厚岸町に戸籍を置く人たちが、いろいろな欠格事項を証明しない限り、それこそ免許ももらえないし、それから、就職もできないというようなことが起きますので、そういう事務を進める中で、今の取り扱いを進めてまいりました。

ただ、前の一般質問でもありましたように、何の事務の規則もない中で、担当者がかわれば取り扱いが変わるようでは困るというようなことの中で、私どもが事務を進める上で必要な規定ということで、今回、定めさせていただいたところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

- 委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

- 室崎委員 大本は国にありますから、厚岸町が独断で大変よろしくないことをやっているなんていうことは私は言う気は毛頭ございませんし、そんなふうには考えておりません。

ただ、国のほうは、国会の答弁で統一見解出しているわけですよ。固有事務だと言うんですよね。それを厚岸町が、いやいや、それに疑義あると言っても始まらないでしょうということなんですよ。

それから、いやいや、義務も課したんじゃない、権利を制限したんじゃない。それは、

この厚岸町が出した証明に基づいて国がやることだ。これは通らない議論だと思いますよ。直接手を下さない人間は犯罪者ではないと言っているのと同じような話ですからね、加担しているわけですよ。

それで、どこが加担しているかという、これは、先ほどちょっと私、省略して言っただけでしたが、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会ですね、ここがはっきり言っていますよ。個人情報保護法に抵触する。これを厚岸町に置きかえていうならば、個人情報保護条例に抵触するおそれがあるということになると思います。

この場合の抵触というのは、前の議論のときにもそういう答弁があったんだけど、こういう手続で、こういうふうにしたら例外だから、その例外規定に充てているからいいんだというような話で終わったんだけど、私が言っているのはそういう意味じゃないんです。個人情報保護条例の趣旨に抵触するんじゃないかということですよ。それは何かといたら、プライバシー中のプライバシー、最も保護されるべき情報の一つである犯罪歴について、本人の知らないところで管理して運用されているんですよ。

プライバシーの権利とは、自己に関する情報を自分が管理・運用する権利ですよ。知られたくない権利なんていうあいまいな言い方では通りません、今の時代は。自己管理権ですよ。それが一定の公益的な要請や、いろいろなものでもって取り上げられていくということは、これはあり得るわけです。その一つなんです。だから、きちんとした法的根拠が必要だということになるわけです。

それが、国は自治体に押しつけているけど、自治体の一つである厚岸町は、それは国の話でしょうとって、事務のやり方だけ決めて、あとの法的な根拠について知らん顔はできないでしょうという話なんですよ。その点で、もう一度ご答弁をいただきたい。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変難しい問題であります。地方公共団体における条例の制定権、これは、地方自治法の14条で定まっております。14条ではどういうふうになっているかといいますと、地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を制定することができる。

この2条2項というのは、何を言っているかといいますと、地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で、法律または、これに基づく政令により処理することとされているものを処理するというふうにならされております。

先ほど来、町民課長が答弁しておりますように、これが果たして自治事務になってくるのかという疑義が多分にありました。これは、本来、この協議会が要望しているように、例えば犯歴照会等がある場合、これは、検察庁、ここで照会をすればわかる事項ではないのかと。それがきちっとした法整備もなされていない、それから、検察庁は、そういう犯歴照会に関して答えを出さないと言っているということのようであります。

そうなったときに、確かに、自治事務であれば、この14条の規定をもって、条例で定めるのがしかるべき対応なのかなというふうに考えますけれども。

これは、22年の3月だったと思いますけれども、国会のやりとりで、答弁がなされて、国は、指摘のように法的整備を要するものとは考えていないと言って、もう、なんてい

いますか、門前払いみたいな形の見解を出されておりますけれども、我々としては、なお引き続き、この見解ちょっとおかしくないという疑義を持っているわけでありまして。

そうしたときに、地方自治法の14条の解釈をもって、条例で整備しなければならない自治事務かどうかということにいささかの、まだ疑問を持っております。前回、委員からご指摘いただいた部分で、これは、やはり担当者がかかわって、その取り扱いが右に動いたり左に動いているというのは、これはもう、事務を担当する者としては許される話ではないということで、これは訓令をもって、訓令というのは、規則性がありません。規則性があるのは、議会の議決を経て定められる条例、町においてはですね。それから、町長の権限に属する事務に関する、地方自治法の15条でうたわれている規則、これが公布されて規則性を有するという手続になるわけでありまして、訓令については、これは内部規範、要するに、こういう事務取り扱いをしなさいと、マニュアルといいますか、そういうことを事務に携わる者に課しているというふうに我々はとらまえておりまして、これを条令等でやらなければならないという考えには至っていなかったということでありまして。

ただし、これは、全国の自治体の例も一応探しました。条例、規則で、こういうことを定めている自治体はないのかどうなのかと。例えば、これは徳島県の例でありますけれども、徳島県は、この協議会に、そういう疑義を持って、国に要請する前に、同様の質問をしているようであります。もちろん、先ほど委員がおっしゃったような個人情報保護法、個人情報の趣旨に抵触するというところで、懸念されるということは、自治体の側としても認めているわけですね。であれば、なおのこときちっとした法整備が必要だろうというふうに自治体側としては考えていると。ただし、国は、そうじゃないと。

実際に、後段のほうになりますけれども、どこで制約を受けるかということ、犯歴照会をやって、例えば就職に影響が出るとか、例えば公職選挙法で禁錮刑に科せられた者は、被選挙権がないですよというときに、立候補届けを受けて、受けた段階で、今度は選挙管理委員会は、その自治体に管理照会をかけるわけですね、問題ありませんということをもって、被選挙権があるということが確定されるわけでありまして。そういうような事務作業に、この犯歴の名簿が使われるわけでありましてけれども、今の段階で、直ちに、これが条例で定めなければならないという、どうも根拠がつかめないというのが実態でありますので、なお、全国の実態等を精査させていただきたいと、そのように考えます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 そこはよくわかります。それを理解した上で私も言っているわけだから。

北海道町村会は、これに関してどんな見解を持っているのですかね。

それから、もう一つの考え方は、地方自治法でいう、地域に関するという部分が、戸籍というものが、その地域の中に入らないのかどうなのか、そのあたりもきちんとお調べいただきたい。

それから、国は、何であろうと、国会で、固有事務だと言ったんですよ。私は国の人間じゃないですからね、私も、そんなもの、強引な横紙破りな物の言い方でもって、自分の責任を逃げて、自治体に押しつけるなんてとんでもない話だと思っておりますよ。た

だ、そういうふうに言っているわけです。となれば、国の論法でいけば、自治体が条例をつくることより仕方ないんですね。

それで、例えば国のその考え方に従うと、厚岸町は条例をつくらざるを得ないのだが、こういう条例をつくったんだから、それでいいのか、地方自治法に反しないのかということ法制局にぶつけたらどうですか、内閣府法制局に。そこから見解をとったらどうですか。

そういうような、我々としては、これはおかしいと重うということ、この議会の答弁で言っているだけじゃなくて、対外的にやはりきちんと厚岸町としての意見表明をいろいろな機会にやるべきじゃないですか。そういうことが必要だと思いますよ。

ただ、厚岸町が言ったからすぐ動くとは到底思えません。国の方、道の人、町のやつという言葉があるそうです。町のやつが国の方に物申してもなかなか相手にしてもらえないという悔しさは、いつも担当者の皆さんは経験していると思います。けども、やはりこういうことについては、そういうところまでやっていただきたい。いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 町村会としては、現段階では、これに関して特別な動きは、国に対する要請等々については行っていないということであります。

今、ご質問者が言われたようなこと、もう少し研究させていただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からつけ加えさせていただきたいと思いますが、この犯罪人名簿の取り扱いにつきまして、今、副町長からお話がありましたが、北海道町村会といたしましても、各自治体における議論が余りないんですね。厚岸町における議会での室崎議員の質問があって、初めてこういう議論になっておるわけでありまして。先ほどお話ありましたとおり、厚岸町も加入をいたしております全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会としては、これは行動はいたしておるわけでありまして、国としては、あくまでも自治事務であるという見解、これは、国というよりも、法務省の刑事局の見解であります。

さらにはまた、衆議院においては、質問書ということで出しているわけでありまして。当時は、総理大臣は鳩山さんであります。そういう中で、さらに、国のほうも、事務事務であるということ、これを明快に答弁をいたしておるわけでありまして。

そういう中で、厚岸町といたしましては、やはりそういう状況にありますが、しかしながら、実際には取り扱っているわけでありまして。そういうことで、その取り扱いについては、個人情報保護法も頭に置きながら、その取り扱いについての規定をこのように定めたという、はっきり言いまして、こういう議論があったからこそ、犯罪人名簿についての先進的な事務取扱をいたすような結果になったということでございますので、この点、今後の、今、副町長から答弁がありましたように、いろいろな研究をしながら、また、調査をしながら、さらに前向きな、国に要請するときには国に要請する、また、

北海道町村会という組織もありますし、そういう中でいろいろと議論を重ねながら、なお声を高くしていきたいと、そのように考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員） いいですか。

（「結構です」の声あり）

●委員長（菊池委員） それでは、この項ございませんか、この目。

（な し）

●委員長（菊池委員） 次に移ります。4項選挙費、2目道知事・道議会議員選挙費。6目参議院議員選挙費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 6項監査委員費、1目監査委員費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 51ページ。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。13番、室崎委員。

●室崎委員 どこで聞いたらいいのかな、ちょっとわからないので、総務費ということで、何でも入ってくるかなと思って聞きましたので、委員長、そうじゃなくて、こっちでというふうにお考えの場合には指示してください。（「はい」の声あり）

お聞きすることは、自殺なんです。今、自死という言葉も随分、これは行政が使っているのかどうかわからないんですが、そういうふうにも使われているようです。

これが全国で年に3万人ぐらい、もっといるのかな、というふうに言われてます。そうすると、そのパーセンテージをぽんと厚岸町に置きかえると3人という数字が出てくるんじゃないかと思います。

これに対して、いろいろな自治体や、あるいはNGO、NPO、そういう民間を含めて、そのようなところに陥る前に何とか手を差し伸べられないかと。あるいは、ふっと、いわゆる俗に言う死神が離れるようなことをできないかということで、いろいろなことをやっているというふうに聞いてます。これ、厚岸町ではどういうことがあるのか、い

いわゆる、何とかネットとかという言葉でも、今、言われている一つじゃないかと思いません。

それから、厚岸町では、いわゆる自殺・自死というものについての実態をどういうふうにつかんでいるのか。もし今すぐ出なければ、新年度予算のときにそういうものを資料とともに出してくださっても結構ですし、今お答えできるのであればお答えをいただきたいと、そのように思います。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいまのご質問、自殺対策という内容でございました。

この自殺の状況につきましては、ただいま委員おっしゃったように、全国的な数字の発表はございます。ただ、その中で大きい北海道、釧路というレベルでは、釧路保健所のほうから私どもデータいただいておりますけれども、厚岸町内の実態については現在のところ押さえていない状況でございました。

自殺ということの断定をもとに統計的なものがとれるのかということについては、これは、私どもだけで考えても無理だと思います。警察署やら保健所、そういった関係機関等、どういった方法でこの統計が得られるのか、まずそこからというような形での実態調査かなというふうに思っております。

現状、厚岸町の自殺対策についての取り組みでございますけれども、具体的なネットワークというものは、実は今のところないわけでございますが、これは、大きく北海道の事業として、釧路保健所を中心に、各町村においては、まずは相談窓口を担っていただきたいということで、町民、市民には、リーフレットを作成し、連絡場所を周知するだとか、そういったことで、厚岸町はその相談に対応するという状況まででございます。

なお、現在、策定中の地域福祉計画、来たる4月1日からスタートする計画でございますけれども、この中には、見守り支援の体制づくりといたしまして、今、委員、自死とかという、そういう言葉もお使いになったようでございます。私どもは、自殺ととらえて、問題が発生しているという現状を認識して、少し行動を起こさなければならないかなと、そのような状況でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 4月以降、どういうことをやろうかということについては、新年度で聞きますので、今は補正ですから、今まで何やってきたんだという話をお聞きしたいんです。

今、リーフレットという言葉が出たんですけども、そういうものがあるんですね。それは町民に配っているんですね。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） このリーフレットの周知につきましては、保健福祉総合センターあみかでの窓口の設置にとどまっている状況でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 自殺しようかなと思った人は、あみかの窓口まで来てリーフレットを見てくださいと、そういうことですか。ほとんど意味ないですね。

やっぱり、昔、函館の立待岬には大きな看板があって、大きな木柱があって、あそこは物凄い崖らしいんですが、そこからぼんと飛び込もうと思った瞬間に目に入るように、「ちょっと待て」と書いてあったそうです。待つと死神が離れるんだという話を子供のころに聞いたことがあります。というふうに、やはりある特殊な心理状況になっている人に、ふっと世の中が見えるようなことをすることで、まず第1段階は抑えることができるんですね。ただしそれは、どこまでも対処療法ですよね。そこに至ったもろもろの、それは人によって全部違うでしょうけど、そういうものについて、あなたは1人じゃないんだと、もう一度頑張ってみようかなという気を起こさせるような、いろいろなことがなされるんでしょう。恐らくそう思います。

それから、今、統計の話出ましたが、まさにそのとおりでして、我々素人でいうと、あれは自殺だよと世の中の人言うようなものでも、実は自殺にカウントされないという場合がたくさんあるんだそうです。その直前に、精神的にも錯乱状態になっていれば、それは、正常な神経によってみずからを危めたことにはならないということで、事故にしてしまう場合もたくさんあるんだそうです。本当か嘘か知りませんが、保険適用も関係もあるからというようなことを言う方もいらっしゃいます。それはよくわかりません、私は。

ですから、この3万という、全国3万という数字が果たして正確な数字なのかもよくわかりません。最低3万ということだと思います。そういう中でもって統計をとって、そのパーセンテージでもって厚岸が3人とさっき言いましたが、もし厚岸町を調べてみたところに、それが2人だったから少ないとか、3人だったから、4人だったから多いとってどれだけの意味があるのかという気もいたします。問題は実態、そういう数字だけではない数字があらわす実態ですね。それと、それから、それに対する、どう手を差し伸べていくかという中で、行政は何ができるのかという検討、そういうものがいろいろ必要だと思うんですが、今年度に限っていうと、ほとんど何もないと、すべてがこれからというふうに理解すればよろしいんですね。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 自殺対策、現在、私どもこれからその行動を具体的に起こすに当たって、まずは一つは、健康づくり、保健衛生面での指導といいますか、そういうものがまず1点、大事だろうと思っていますし、もう一方においては、既に障害等で窓口相談に訪れた方の後方支援といいますか、その後の、相談を一たんで切るのではなく、その後の継続した相談対応の中でそれを予知し、どう予防するかということもまた、2点目、両方ともひとしいですけれども、双方とも同等に考えていかなければならないだろうなというふうに思っています。

現状の相談の中でも、本当に今、死にたいとか、そういった率直といいますか、直接、ダイレクトに私どもに言うてくる方も実はいらっしゃいます。そういった方は非常に私どものはかり知れない状況で訴えてきているわけですが、実は、それに対して私どもはどう指導していくかというのは、実は、具体的な研修を受けているわけでもありません。これは、保健所とともに連携をして、町村で何ができるのか、一から研究をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 それで、今はここでやめますが、新年度のときに、これからのことについてちょっとお聞きしたいので、先ほどおっしゃった、わかる範囲、例えば釧路保健所の範囲なら釧路保健所の範囲でも結構です。全国、全道、釧路保健所範囲という程度でも結構ですから、そのデータ。

それから、そのリーフレット等、こういうものがあるんですよというの、そういうものを資料として、新年度の、またこの項目で聞きたいと思いますので、そのときまでお願いいたします。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいまの全国、全道、釧路管内ということになるかと思いますが、統計データと、現在使用しているリーフレットを用意させていただきたいと思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

（なし）

●委員長（菊池委員） 進みます。2目心身障害者福祉費。55ページ。
13番、室崎委員。

●室崎委員 ここで、ずっと節の説明欄がありまして、一番最後のところに地域訪問支援というのがありました。これの1年間やった成果等についてご説明をいただきたい。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 地域訪問支援事業につきましては、国の緊急雇用政策である事業で、平成21年どに初年度、平成22年度、2年目を迎えている事業でございます。この間、町は町内の団体に事業を委託し、事業所では職員2名を雇用し、現在に至っております。

ます。

なお、この間、職員については、諸事情により、1名のほうは常時、継続雇用されているわけですが、もう1名のほう、特に介護福祉士の方につきましては、これまでの間2人退職、今3人目という状況であります。実人数は現在2名と、こういった体制でございます。

そこで、利用者でございますけれども、この地域訪問支援事業につきましては、まず、障害のある方が、今現在、中心に対応しておりますけれども、町の初期相談において、いつも家の中ばかりにいるだとか、そういった方々が一般就労する気持ちにはまだ至らないけれども、他の仲間とともに創作活動やら、そういうことに講じたいという方が実は対象になっておりまして、町がまず相談を受けて、何回かの相談を経て、事業者を紹介し、継続的な相談について、事業者は今度は訪問し、そして、車で迎えに行くなりにして外出、いわゆる閉じこもりを直しましょうと、そういう促しで、現在は、コアぽんときらくという、奔渡町2丁目でございます、旧奔渡保育所を改修した施設でございますけれども、そこに定期的に通所していただいて、日々を過ごす活動をしていただいております。

そこで、利用者につきましては、当初、平成22年の4月と現状で申し上げさせていただきますけれども、実人数では6名ほどふえた。これは、私どもの評価としては、少ないとか多いとかではなくて、2年間やってきて、ある程度評価はできるのかなと思います。

ただ、実際に事業者と利用者がどういう会話をしているだとか、そういった細かな技術的な部分での提携はまだできておりませんので、そこら辺の評価は難しいと思いますけれども、定期的な外出に結びついているのではないのかなというふうに実は思っております。

そこで、この3月をもって、満2年間終わって、実は平成23年度、新年度もう1年やらせていただきたいと思います。この3年間でどれだけ、当初私どもが障害者の実態と、この事業をやった成果がどのように評価できるのか、まだ具体的に評価は行っていませんけれども、私としては、よりよい環境ができてきているのかなと思っております。

(「わかりました。結構です」の声あり)

●委員長（菊池委員） いいですか。ほかにございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員） 次に移ります。3目心身障害者特別対策費。4目老人福祉費。
13番、室崎委員。

●室崎委員 肺炎球菌ワクチンというのがありますね。これ、健康づくり費で聞いたほうがよろしいのですか。委員長、済みません。ここのほうがいいでしょうか。

●委員長（菊池委員） いいですよ。

●室崎委員 健康づくり費と両方絡むことなので、ちょっと済みません。

70歳未満の市中肺炎というのは、マイコプラズマが1位だそうですね。ところが、いわゆる高齢者の肺炎、市中肺炎は肺炎球菌が一番多いというふうに聞いているんですが、これについては、たしか肺炎球菌、乳幼児についての補助制度があるんですが、こちらのほうは厚岸町ではどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 高齢者を対象にした肺炎球菌の予防ワクチンの情報につきましては、私どもも瀬棚町での取り組み等を含めて早い時期から承知をしている部分でございます。今、質問者からお話がありました、厚岸ではというお話でございますが、高齢者向けの肺炎球菌のワクチン接種については、公費助成というところには至っていないということでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 今、急にそれを全部言っても無理だと思いますので、新年度でもう一度お聞きしたいと思うんですが、一つは、今ちょっと答弁者のほうから具体的な町の名前まで出ておったんですが、既に結構なデータを持っているところもあるようですので、それを含めて、これを高齢者に接種することによってどういう効果があったのか、なかったのか。

それから、そのことは、いわゆる高齢者の肺炎を初めとする感染症を防いだり、あるいは非常に軽くおさめたりすることで、医療費が大分違ってくると思うんです。そうすると、国保の町の持ち出しにも影響してくると思うんですよ。そういうところまでわかれば、そういうデータを資料として、新年度のときの議論の参考にできればと思いますので、わかる範囲で結構ですから、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 先例的な取り組みの情報につきましては、新年度予算に向けて情報収集をさせていただいて、わかる範囲内での提供をさせていただきたいと思っております。その中に、医療費に関する影響のデータ等も含まれていれば、私どもも収集できるのでありますが、レセプトを起し直さないデータがとれないとかという状況であれば、ちょっと時間がかかって大変かなというふうに思いますので、「（できる範囲で）」の声あり）拾えるデータを収集させていただきたいと思っております。

●委員長（菊池委員） いいですか。

(「結構です」の声あり)

- 委員長（菊池委員） 次に進みます。5目後期高齢者医療費。6目国民年金費。7番、安達委員。

- 安達委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、今、国会でちょっと議論になっているんです。それとちょっと視点違いますけども、いろいろな事情で会社勤めから自営というふうに切りかわった場合、国民年金には率先して加入するような、何かそういう方策かなんかとっているんでしょうか。

- 委員長（菊池委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 今、国会でも議論になっていましたし、マスコミでもいろいろと取り上げております国民年金の、実は、3号被保険者の期間を有する者の取り扱いだと思います。その関係だと思います。

まず、2号ということ、普通は会社などに勤めていらっしゃるかと、厚生年金とか、そういう保険掛けますけども、当然退職されますと国民年金に加入しなければならない。それとともに、例えば2号保険者の扶養であった方が、それを外れた場合も、やはり国民年金に加入しなければならない。これは、今は加入の手続を窓口でやっておりますし、いろいろな形の中で啓発も行ってございますので、今は余りそういう落ちはないんですけども、今、盛んに話題になっているのは、相当前の勧奨が十分でなかった時代の部分が大半だというふうに考えてございます。

- 委員長（菊池委員） 7番、安達委員。

- 安達委員 厚生年金から国民年金に切りかえる、これは義務なんですか、それとも義務以外の何かあるんでしょうか。

それから、厚生年金から国民年金に切りかわる場合、今は、そういう事務手続をきちっとやられているようなご答弁でしたけども、何年ころから厚岸町としては、きちっと徹底するようにしたんでしょうか。

- 委員長（菊池委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 厚岸町としては、ずっと勧奨なりはやってきていますけれども、今、盛んに問題になっているのは、これは、今、年金機構というところで事務を取り扱っておりますけども、その年金機構の中では、一連の手続がなされていなかったことによって、変更手続もなされなかった、そういう事例が相当数生じているということで、行政の決定に対する国民の信頼を一定の期間において保護する必要があるというようなことで、今現在、盛んに運用、3号というものを検討しているようでございますけども、厚岸町においての事務については、いつからということではなくて、その制度の始まりから勧奨その他はやってございます。

●委員長（菊池委員） 7番、安達委員。

●安達委員 その制度をきちっとやっているというご返答なんですけども、何年ごろからきちっとやっているんですか。決して以前からきちっとやっているというふうには私は感じていないんですけども。

それからもう一つお聞きしたいのは、例えば障害手帳を持っている方、この方が離職して自営を始めた場合、こういう場合には、何か特別な恩典といたしますか、何かそういうものはあるんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午後4時14分休憩

午後4時22分再開

●委員長（菊池委員） 再開します。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） 時間とらせて申しわけございません。

まず、年金についての義務ということでございますけれども、先ほど言いました3号の部分につきましては、昭和61年4月からということでございます。国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳未満のすべての人が加入することになってございます。

それと、2点目の障害を受けた方の部分でございますけれども、障害1級、2級の方については、障害年金ということになりまして、法定免除ということで、実際にお金が出るのは、3分の1換算でございますけれども、保険料についての免除制度になってございます。

●委員長（菊池委員） 7番、安達委員。

●安達委員 わかりました。障害者の件については、きちっとそういう環境の方に周知されているんですか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 障害の方で、それから、どのような年金に加入する場合でも、実は、申請をしていただくということになりますので、まずその申請に対します勧奨といたしますか、そういうものは今も広報等を使って行っているのが実態でございます。

●委員長（菊池委員） 7番、安達委員。

●安達委員 今、国会で議論になっているので、国民の方も、そういう面で随分周知されてきてはいるんですけども、そういうことを全然わからない方も相当いらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、それらは積極的に行政のほうから周知するよう努力をする必要があるのではと思うんですけども、なかなか難しいでしょうかね、その辺は。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） ご存じのように、今、国民年金事務につきましては、ここで今言いますと、年金機構との協力をするという、町は今、立場にございます。ただ、町民の皆様に対して、不利益の生じないようなことで、実は、厚岸町においては、他の町村よりも広報等で毎月のように国民年金の情報を出しているというのは、他町村よりも多いというふうに自負しているところでございます。

なおかつ、今、ご意見伺った中で、できることがございましたら、もう一度検討させていただくということで周知したいというふうに考えてございます。

●委員長（菊池委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか、国民年金費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 進みます。7目自治振興費。8目社会福祉施設費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。2目児童措置費。いいですか。3目ひとり親福祉費。4目児童福祉施設。

（な し）

●委員長（菊池委員） 次に進みます。71ページ。5目児童館運営費。ございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。2目健康づくり費。

13番、室崎委員。

●室崎委員　ここで聞きするんですが、前にも一度お聞きしたことあるんですけど、AED、何ていいましたか、心房除細動器というのかな、心停止なんかになったり、それになりかかったときに、それを救命する、命を救う器械ですよ。これが厚岸町では公共施設にほぼ、必要と思われるところには全部行き渡っているんじゃないかと思うんですが、今、全体で何個程度あるんでしょうか。

●委員長（菊池委員）　保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長）　お答え申し上げます。

AEDの設置につきましては、平成19年度から計画的に公共施設の中での整備ということを進めてまいっております。現時点で、寄附等でいただいた分も含めますが、23台の整備でございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室崎委員。

●室崎委員　それぞれ一つ一つ、今聞きながらやっていたんではえらい時間がかかってしまうので、どういうところに設置しているかという一覧表ありますよね、当然ね。それを新年度のときに出していただきたい。

それから、そのときにお聞きしたいことは、それぞれの施設で、何かがあったときにぱっと使える体制になっているかどうかということについて、現実にどうなのかということを知りたいんです。これ新年度のときに聞きたいと思いますので、それぞれのところではお調べいただいておりますので、そのときにお答えいただければと思います。

今ぱっと聞いて、はい、できますよと、胸張ってすぐ言えるだろうかと私のほうを思うのは町立病院だとか、役場だとか、あみかだとか、こういうところでは、聞くまでもないだろうと思うんですが、ほかのところはどうなのか、そういうことを含めて、AEDに関して、現実に、いわゆる日中というか、ある程度の時間内であるならば、必ずだれかがいて、ぱっと使える体制になっているかどうか、そここのところをもう一度詳細にお聞きしたいと思いますので、これは新年度でやりますので、そのための資料をお出しいただければと存じます。よろしく申し上げます。

●委員長（菊池委員）　保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長）　整備計画と整備そのものは私どものほうで進めさせていただいている分でございますが、配置、それぞれ施設が違うものでございますから、各施設での協力をいただいて、資料の整備をしたいというふうに思っております。

●委員長（菊池委員）　いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（菊池委員） 13番、いいですね。

次に移ります。77ページ。3目墓地火葬場費。4目水道費。5目病院費。6目乳幼児医療費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 乳幼児医療費の扶助費についてお尋ねしたいんですが、現在、厚岸町の乳幼児医療費の扶助はどのように行われているか、ちょっと教えてください。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 厚岸町の乳幼児医療に関するご質問でございます。今現在、道の福祉医療の補助をもらってやっているわけでございますけれども、まず、対象範囲でございますけれども、就学前の入院及び通院、それから小学生の入院、これに関しましては、総医療費の1割の負担で、それ以外のものについては補助するということでございます。

また、3歳未満及び市町村民税非課税の世帯につきましては、初診時一部負担金のみということで、医療に関しましては580円、歯科に関しては510円ということでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、乳幼児医療費となっておりますけれども、そろそろ名称も変えてもいいんでないのかなと、小学生も入るような時代になっていきますから、小学生は幼児ではないと。そうでないと、よく言われますけれども、いつまでたっても子供だなと言われる時代が、子供にもかわいそうではないのかなというふうに思うんですけれど。

それで、小学生は入院について1割でしたか、そうですね。1割負担というふうになっているんですけれど、それで、小学生、この間、石澤議員の質問もありましたけれども、例えば就学中の子供たちの医療費無料化の要望等もあるんですけれど、現在、小学生が入院をするために扶助した金額、こういうものをきちんと算定することができるのか、あるいは通院、中学生も含めてそうなんですけど、中学生の通院はどのくらいあったのかということ調べることはできるんでしょうか、できないんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） まず、名称の問題でございますけれども、私自身もそういうふうに考えてございますので、これについては検討させていただきたいというふうに思います。

それと、データなんですけれども、実は、今の状況の中ではなかなか難しいということでございます。というのは、実は、私ども試算させていただいているときには、この問題も含めて、医療費の試算をするときは、実は、5月診療分というデータが参り

ます。これが実はすべてでございまして、このデータを12カ月ということで換算して出さざるを得ないのが今の実態でありまして、実は、これをデータ化するとすれば、レセプト1件1件全部見ながら数字を積み上げていかなきゃならないという作業となりますので、今のところそれができてはいません。

ただ、来年度から実はレセプトが電子化されます。そういった段階では、ある程度のデータは収集できるのかなというふうには今考えているところでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 小学生の入院補助、これをやったことによって、相当乳幼児医療費の扶助費はふえましたか、それともどうなんでしょうか、その辺は。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 正直申しまして、小学生の入院という部分については、先ほど言いましたように、5月1カ月データの中で推測するわけですから、ほとんどありませんし、実際に私どもで入院について一部調べてみたところにおいては、余り、年に1件、2件という状況だというふうには今のところ押さえています。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今お話、説明がありましたけれど、子供たちの医療費の扶助の問題ですけれど、今まで乳幼児医療費の無料化をしてほしいということでやってきますけれども、乳幼児はどうしてもさまざまな形で、大変まだ体も弱いということもあって、病院に通う機会は相当多いと思うんですよね。それで、やはり無料化を拡大してほしいという要望があるんですけれど、子供たちが元気に育てほしいと、それから、健やかな成長を願う気持ちを持って行政は当たっているというふうには考えるんですけれど、小学生、あるいは中学生の医療費を無料化した場合、どのくらいお金かかるのか、これを算定して、もし小学生、外来それから入院含めて無料にした場合にはどのくらいかかる、中学生までやったらどのくらいかかると、それは、実績に基づいてこうなるんだということを示せる資料を出してほしいと。

私が考えるには、結果的に就学後の、低学年のうちはどうわかりませんが、一定の大きさになった子供たちは、そう病院にかかる機会はないのではないのかなと、流行性のものは別として。そのあたりを、今の実態を調査して教えていただきたいというふうには考えるんですけれど、これは、5月以降でなければ無理だということですか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 15番議員さんの一般質問のときにお示ししました影響額については、先ほど言いましたように、5月の診療分の医療データがございまして。その中で

小学生の医療費がどのくらいかかっているか、それで中学生の医療費がどのくらいかかっているか、この中で算出されたものは今といいますか、後でも出せますけれども、先ほど言いましたような、電子レセプトになったときに出てくるのは、1年を経過しないとこれは出てきませんので、正確なところの医療費データというのは1年後ということになるかと思えます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それでは、申しわけないんですけど、さきにつくられたデータを資料として、本予算のときに提出していただきたいというふうをお願いいたします。

以上です。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 用意させていただきます。

●委員長（菊池委員） いいですね。ほかにございませんか、乳幼児医療費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 進みます。2項環境政策費、1目環境対策費。2目水鳥監察館運営費。3目廃棄物対策費。4目ごみ処理費。5目し尿処理費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 89ページ。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。2目農業振興費。3目畜産業費。4目農道費。5目農地費。ございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） 6目牧野管理費。7目農業施設費。8目農業水道費。9目堆肥センター費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 2項林業費、1目林業総務費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 進みます。2目林業振興費。3目造林事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 4目林業施設費。5目特用林産振興費。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 3項水産業費、1目水産業総務費。2目水産振興費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 3目漁港管理費。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 次へ進みます。5目養殖事業費。6目水産施設費。

(な し)

- 委員長（菊池委員） 6款1項商工費、1目商工総務費。
13番、室崎委員。

- 室崎委員 先般、一般質問でT P Pのお話を聞きまして、そのときに、厚岸町の基幹産業である1次産業、農業、漁業、林業も入りますが、それについての影響については、詳細な資料を出していただきました。改めて見ると慄然とする思いなんです。ところがT P Pのいろいろな資料を見ますと、保険から始まって、政府調達に至るまで非常に広範なんです。そういうものに全部、要するに加盟国の企業が入っていけるように、障壁を全部取っ払ってしまおうと、あるいは人事に関しても、医師免許に関してもなんです。だから、医師、看護師の免許なんかについても国際基準にしてしまおうというようなことも書いているようで、今、日本医師会が意見書を出しているそうですが、そういう意味で、厚岸町においても、今回、私のほうもそこを中心にお聞きしたものですから、その話にとどまったのですが、それ以外の部分、それについては調査なり何なりはしていますか。

- 委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 私ども商工サイドの部分で、関連という部分では、水産加工業等々で影響額も試算しようということで、水産での影響額、農業の影響額を受けて、小売の部分については、農業、水産それぞれの中で、小売の影響額については、

直接的、第一義的に受ける部分は試算をさせていただきました。

その他の部分で、水産の製造業に対する影響額についても試算をしようということで、中身を検討させていただきました。そうしたときに、水産の部分に対する影響額については、原則は、水揚げ量については現状と同じでいくと。ただ、金額が下がると。それは、魚種ごとによって、これだけだということだったものですから、加工業者にしてみれば、量は同じだけはあると、ただ、金額が落ちるということであれば、水産製造業に対する影響額は一義的にはないだろうということで、そのほかのトラック、運輸関係だとかという部分も、農業、水産それぞれ出したものですから、商工部分の際では一義的にはないだろうと。

ただ、そういった形で雇用の場も失われてくる。あるいは運輸だとか、そういった部分もどんどんどんどん減退すると。回り回って、それによる、また悪い、悪循環が町の中でまた増幅してくるとい部分では、2次、3次的に影響額は、これははかり知れなくなってくるだろうと。

ただ、そこをどういう形で影響額を出すかという部分については、ちょっとそれは、どんどんどんどんすそ野が広がってきちゃうものですから出せないということで、今回の一般質問の資料のときには、まず、T P Pも今の考え、10年間で段階的にということもありますけれども、あの影響額がどんと来年から出た場合には、これだけになるだろうという試算をさせてもらいましたので、そういった中では、水産製造業については、一義的には出てこないという試算をさせてもらったものですから、農業と水産における、商業の小売額だけあの中に入れてさせていただいたという内容でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 今回の話は、要するにどっちにしてもいいことはないということですよ。いきなり縄で首絞められてぶら下げられるのか、真綿でぎゅーっと首絞められるのか、それによって計算方法が変わるとい程度の話で、どっちにしても絞め上げられていく点については変わりはないというふうにも聞こえますが。

ただ、そこまで余り書いている資料がないもので、ちょっと私もよくわからないんですが、政府調達なんていうような問題についても触れているんですよ。そうすると、行くところまで行ってしまえば、地方公共団体の指名競争入札なんかについても手を突っ込んでくる可能性があるんじゃないかというふうにも理解できるような書き方はしているんですよ。このあたりについてはどんなふうにお考えなんですか、何かそのあたりでもって情報をお持ちでしょうか。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） T P Pの関係の中での公共事業に対する入札等の問題ですが、当然考えられます。端的に言えば、英語で指名業者も記入しなければならない。さらにまた、一連の資料についても英語で書かなければならないとか、そういうおそれがあるということ実は事実であります。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、それは、単に日本語を英語にただけで、中身は全く同じですよというわけにはいかないと思うんです。そのときに、今の厚岸町のように指名業者を決めて、その範囲でもって入札という指名競争入札なんていうものは、いわゆる貿易障壁であるというようなことを言うてくる可能性だってないとは言えないんですよ。

そうすると、オープンになった、全くのオープンになった入札で、アメリカの企業が厚岸の道路の舗装に、極端な話をいえば参加してくると、それを認めなければならなくなるというようなぐらい、丸裸にしておいてしまうというようなものであるということは、余り私初め、みんな知らないんですよ。こういうことも含めて、今回、TPPとか、それから日豪FTA、EAP、これが大変なんだということが、なぜ大変なのかというのは、やっぱりわかりやすく町民に示していくということも大事なことだと思いますので、そのあたりをお考えいただきたい。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） TPPに関連しましての影響額等は、国、北海道、特に、1次産業については数値をもって影響額が出ているわけではありますが、ただいまご指摘されましたとおり、看護師、さらには医師、反対に今、医師は外国へ出るということもあるようではありますが、入札の件についても、あらゆる機関において影響が出てくるということではありますが、しからばどういう影響額があるのか、また、影響力があるのかということになりますと、その数字は、大変な能力が必要であろうというふうにも今考えておりますが、今お話ございましたとおり、すべてに影響があるということは事実でありますので、この点については、TPPの反対については、こうだから厚岸も反対しているのだというPR、また、周知は大事なことであり、そのように認識をいたしております。

●委員長（菊池委員） いいですか。

（「結構です」の声あり）

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、TPPの問題出まして、そういう幅広い問題に波及をしていくということが、産業的にも、あるいは地方の行政にとっても大きな問題をたくさん含んでいる内容だということなんですけれど、もう一つ、ダメージを受けるのは、結果的に輸入食品なんかが大幅にふえる可能性がありますよね。

そうすると、そのときの防疫体制が現在どうなっているのかということが非常に懸念されるわけですよ。そうすると、今までの何倍にもふえるわけですから、その中で抽出して検査を行っているのが、今の体制では、フリーパスみたいな感じで、今度は輸入食

品が入ってくるということになると、国民の健康だとか、そういうところに大きな影響を与えることは火を見るより明らかになってくると思うんですよね。そういうことが非常に心配される状況にあるし、先ほど室崎委員もおっしゃってございましたけれども、日本の産業のあらゆる分野に影響を及ぼしてくると。

それで、加工だとか、そういうところにも労働力の置きかえが始まってくると。今、それだけでなく子供たちが学校を卒業するにしても、働く場所がないと。きょうも、大卒者が3月になっても就活をしなければならぬと、内定ももらえないというような状況ですよね。3年生から就活を始めて、4年生になってもまだ決まらない。大学4年間のうち1年半以上、就活を続ける。大学は勉強するところなのに、そういう状態に今なっているわけですね。

ですから、安い労働力と入れかえをされて、ますます日本国内の雇用の場を失ってしまうというようなことになっては困るということですから、消費者、あるいは雇用の問題、1次産業、2次産業はもとより、そういうところまで大きく影響があるのだということ徹底して、やっぱり我々、特に今、大都市は逆にこれをやったほうがいいみたいな空気がありますよね。ですから、全国的にも、道府県ではある程度慎重に対応してほしい、反対と言いながらも、道府県の議会ではある程度意見書等を採択しているけれども、大きな企業があるところでは、なかなかそれを通すことができないということがありますけれど、やめられました外務大臣は、1.5%のために国の不利益を受け入れてもいいのかというようなことを言って、こっちを進めるというようなことをおっしゃっていましたが、これをやると地域の自然や、そういうところもどんどん破壊されてしまうし、それと一緒に地域の産業や経済も、コミュニケーションまでもなくなってしまうという、大変なものなんだということを我々が理解できるようなものを町のほうでもきちっと明確にして、町民と一緒に運動を進めるというような体制をつくっていくべきではないのかというふうに考えますけれども、町長はどのように考えているか。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、ご質問がございました件については、全くそのとおりだと。よって、TPPが結ばれることによる懸念、言われるとおりであります。労働力、さらには食の安全、先ほどもお話ありましたが、産品の問題、いろいろと多岐多様にわたる問題があります。そういう面における一番関係が深いのは地方なんです。そういう面では、地方が破綻してしまう。これは予測であります、私もそのように思っておるわけあります。それだけTPPの締結については、断固として反対をしなければならないと。執行方針でも述べましたし、さらにまた、それぞれの質問にもお答えをいたしておるところでございます、この点をさらに、繰り返しになりますが、町民に対するPR、そしてまた、周知も図っていかねばならないと、当然であるかと思えます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（菊池委員） いいですか。

休憩します。

午後 4 時58分休憩

午後 4 時58分再開

●委員長（菊池委員） 再開します。

2目商工振興費。113ページ。3目食文化振興費。4目観光振興費。5目観光施設費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 終わりました。

本日の会議は、この程度にとどめ、あす審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。

午後 4 時59分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年 3月 7日

平成22年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長